

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（166号）

(Eメールニュース「みやぎの九条」2021年5月1日号)

小田中 聡樹 (東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(2018年5月の4回目です。今回で2018年5月は終え、次回から2018年6月に生じた事象に入ります。2018年5月3日、「9条改憲NO! 平和といのちと人権を! 5・3憲法集会」が開催された。東京の江東区で開催された東京集会には6万人(主催者発表)が集まった。全国的にも壮大な規模となった。今回も前回に続いて、5・3集会の詳細である。次回までの3回にわたって詳述したい。)

第7章 市民運動の展開と気概(2)

第8章 市民運動の展開と抵抗権

第7章 市民運動の展開と気概(2)

④予想超す参加者(盛岡)

盛岡市では、安倍9条改悪NO!全国市民アクション」岩手の会が2018年5月3日「5・3憲法集会inいわて」を開催した。予想を上回る900人が参加し、会場は熱気に包まれた。

主催者からは、「3000万人署名が県内で11万7000人を突破した。目標の30万人を達成し、9条改憲を阻止しよう」との訴えがあった。

講演した首都大学東京の木村教授は、安倍政権が自衛隊の任務をあいまいにしたまま改憲発議をし可決後に“集団的自衛権を含めて自衛隊が認められた”と言い出す危険性があると指摘した。

達増知事、高橋矢巾町長がメッセージなどを寄せた。集会後、参加者らは市内をパレード。「9条あるから平和があるね」とコールした。

⑤各党が決意表明(青森)

青森県内各地では、集会やスタンディング、3000万人署名など多彩な行動が取り組まれた。

青森市の駅前公園では、県九条の会など11団体が主催する「5・3憲法記念日青森

市民集会」が開かれた。「安倍9条改憲NO」「安倍内閣総辞職」と書かれた横断幕や手作りポスターを携え、290人が集まった。

集会では県九条の会の門倉共同代表が「3000万人の人たちと対話を重ね、安倍改憲NO, 安倍政権退陣に追い込み、憲法を生かす世の中をつくろう」と、呼びかけた。

八戸市内でのスタンディング行動と署名活動(主催・戦争法廃止を求める三八連絡会)では、40人が参加し、54人が3000万人署名に応えた。

弘前市では、「憲法と民主主義を考える5・3市民集会」が開かれ、87人が参加。葛西弁護士の講演に学び、安倍9条改憲を阻止するため奮闘することを誓い合った。

⑥声上げ続けよう(秋田)

秋田県では「第40回平和憲法をまもる秋田県民集会」(秋田県憲法センター主催)が、秋田市の県児童会館で開かれ、400人の参加者で「安倍9条改憲を許さず、憲法を守り活かす」集会アピールを採択した。

一橋大学の浦田名誉教授が「改憲論の今——自衛隊加憲論を中心に」と題して講演。改憲論の歴史や背景を語り、現憲法の否定と新憲法制定への強い執着と策動の流れの

中に安倍 9 条改憲があると指摘。9 条に自衛隊を書き込むことで憲法に矛盾・問題を引き起こし、全面改正へ持ち込む憲法破壊が狙いであることを強調。「際限のない軍事力拡大、軍国主義へとつながる危険性がある」と警鐘を鳴らした。

県憲法センターの虻川代表は、県内の運動を紹介し「国政を私物化し、暴走する安倍政権に黙っていることは許されない。力をあわせ声を上げ続けよう」と呼び掛けた。秋田立憲ネット代表の山縣稔さんが連帯のあいさつ。「イージス・アショアを考える県民の会」の平野信治さんが報告と訴えをした。

④弁護士招き講演（山形）

「5・3 憲法集会」が山形市で開かれ 200 人が参加した。小口山形県平和センター議長が「3000 万人署名が 9 万人分集まりました。目標達成にむけて粘り強く頑張ろう」とあいさつした。

東京からかけつけた白神優理子弁護士は「法は希望」と題して記念講演。「中学生までは競争教育の中で人間は醜いものと考えていた」と切り出し、「高校生平和ゼミナールに参加してから、戦争体験者、日本国憲法、声を上げるおとなと出会い、人間を好きになることができた」と語った。そして「憲法は国家権力を縛り、個人の尊厳（13 条）を実現するためにある」と強調。「安保法制による立憲主義破壊や「必要な自衛の措置」を盛り込んだ 9 条改憲案に対し、「1% vs 99%」のたたかいの中で、99%の人に共感してもらいながら、手をつなぎ大きな運動にしましょう」と呼びかけた。

⑤署名運動さらに（福島）

福島市で開かれた第 39 回憲法を考えるつどいに約 150 人が参加。自由法曹団改

憲対策本部副本部長の松島弁護士が講演し、アピール文を採択した。つどい実行委員会主催。

福島県憲法共同センターの大友事務局長が「日本を再び戦争する国にさせないため改憲阻止 3000 万人署名に取り組んである。これらの運動で憲法を守り、生かす未来に踏み出すことができることを皆さんと共有したい」とあいさつした。

松島氏は、戦争法による変質など自衛隊の大きな変容、安倍改憲をめぐる現状などに言及。「安倍政権にとってスケジュールは厳しく、改憲発議をさせないことが今、本当に重要な時期になっている。3000 万人署名を中心とした運動を強めることが大事だ」と強調した。

アピールは、9 条改憲を許さず、憲法違反の秘密保護法、戦争法、共謀罪の廃止を求めている。（以上④～⑤は赤旗 5 月 5 日）

⑥市民連合街宣から（新宿）

安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合（市民連合）が「あたりまえの政治を取り戻す」をテーマに街頭宣伝を行った（5 月 8 日夜、東京・新宿駅前）。市民代表 5 人がスピーチした。

主催者あいさつした山口法政大学教授は、あれだけの問題を引き起こしていながら、政府も官僚もいっさい責任をとることなく、居座る態度を決め込んでいる」と批判。「市民があきらめてしまっただけは為政者の思うつぽ。野党の国会でのたたかいを支える市民の力・声が必要だ。為政者・官僚の責任を追及する運動を持続させる決意をあらためて固めたい」と訴えた。

「安全保障関連法に反対する学者の会」の広渡東京大学名誉教授は、「問題の本質は、

議会制民主主義、議院内閣制にとって一番大切な、政権と国会の信頼関係を安倍政権が破壊してしまったということだ」と指摘。

「内閣のとるべき憲法上の唯一の道は内閣総辞職以外にない」と述べ、「市民と立憲野党の共同の力で、一日も早く安倍政権を退場に追い込もう」と呼びかけた。

「未来のための公共」の谷さん(大学3年生)は「安倍首相も官僚もウソをついているのに辞めたりしなくておかしい」と語った。麻生財務相が「セクハラ罪という罪はない」と言い放ったことに対して、「被害者をこれ以上傷つけるのはマジでやめろって思います」とのべ、女性と一緒に男性も声をあげていくことの大事さを強調した。

総がかり行動実行委員会共同代表高田さんは、麻生財務相の暴言について、「憲法11条から14条には、はっきりと差別と人権のことが書いてある。これを読んだことがあるのか。閣僚の資格も国会議員の資格もない」と批判。集団的自衛権の行使容認まで役割が広げられた自衛隊を安倍政権が憲法9条に書き込もうとしていることは「絶対に許されない」と述べ、「3000万人署名の力をもって、安倍政権を何としても打倒しよう」と提起した(5月9日赤旗)。

㊦ 9条改憲NO全国市民アクション声明
安倍政権による9条改憲に反対する「3000万人署名」を呼びかけている「安倍9条改憲NO!全国市民アクション」(全国市民アクション)は、5月10日、「3000万人をめざそう」と呼びかける声明を発表した。

声明では、安倍政権の退陣、改憲反対の世論は広がっている一方で、安倍首相や「自民党改憲本部」は「安倍政権下での改憲発議の

方針にしがみついています」と指摘。「彼らに憲法改悪をあきらめさせ、退陣に追い込むためには、私たちは手を緩めず、もう一押し二押しの努力が必要です」とし、それぞれの地域目標と、全体で3000万人の目標を達成しようと訴えている(5月11日赤旗)。

㊧国際婦人年連絡会

33の全国組織が加盟する国際婦人年連絡会は5月10日、憲法9条を堅持し、憲法を生かした社会の実現を求めるアピール行進を東京・御茶ノ水駅前でいった。

憲法記念日に発表した9条堅持など求めるアピール文を配布。大倉世話人や各団体の代表が安倍9条改憲に反対し、「憲法を生かし、平和で誰もが輝ける社会を一緒に作りましょう」と呼びかけた。

日本婦人団体連合会の柴田会長は「平和でなければ、暮らしも教育も成り立たない」と強調。東京YWCAの継枝さんは「平和を築くため一人ひとりが力をあわせ声をあげていこう」と語った。

新日本婦人の会の笠井会長は「セクハラは女性の人権を侵害するものです。加害者を擁護する麻生太郎財務相の辞任・罷免を求めます」と訴え。全労連女性部の長尾部長は「憲法を守り生かして、誰もが人間らしく生活でき、セクハラの心配なく女性が活躍できる社会をつくろう」と述べた。

家庭科教育研究者連盟の知識会長は、教育政策が子どもたちの個性を否定し、一つの考え方に導こうとするものだとして、「いくら権力があってもやってはならないことだ」と批判した。

また、加盟団体が独自に安倍9条改憲反対の3000万人署名を訴えた(5月11

日赤旗)。

①「安保法制の廃止と立憲主義の回復を
求める市民連合」の声明

「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求

める市民連合」が5月10日に発表した声
明『「あたりまえの政治」を求めて』の全文
は次の通り。

2018年5月8日より国会が「正常化」したとの報道が相次いでいますが、そもそも国
権の最高機関である国会において虚偽答弁を繰り返し、また国会に提出する公文書の改ざ
んを行い、さらには国会のチェックを免れるためにそうした事実を隠蔽し、正常な国会審議
の前提を壊してきたのは、ほかならぬ安倍自公政権です。今後、本当の意味で国会が正常化
するかは、ひとえに政府が国会に対して誠実に説明責任を果たすかにかかります。言うなれ
ば、政府の「正常化」がいま求められています。

森友・加計学園問題や裁量労働制データねつ造問題、自衛隊日報隠蔽問題などで行政が大
きく歪められ、法の支配が損なわれたばかりか、財務省セクハラ問題や国会議員への幹部自
衛官暴言事件にも垣間見える官僚のモラルのとんでもない劣化は、驕りたかぶる安倍一強
体制、すなわち総理や副総理・財務省はじめ内閣が連帯して責任を負うべきもので、特定
の官僚のせいにして済ますことはできません。私たちはひきつづき、政府が国会を通じて国民
に対して負う政治責任を果たす「あたりまえの政治」を求めていきます。

しかし安倍政権はいまだに民意不在の改憲発議を狙う姿勢を崩しておらず、さらには、残
業代ゼロ・労働時間規制なしの「高度プロフェッショナル」を含む「働き方改革」関連法案
を今会期中に強行成立させることを狙っています。支持率が政権発足以来の最低水準に落
ち込むなか、安倍首相の自民党総裁三選という極めて利己的な目的のために、またもや解散
権を濫用し通常国会閉会後に総選挙を行うのではないかとの観測まで一部では流されてい
ます。市民と立憲野党の共闘の強化、再構築が急務となっています。

昨年10月の総選挙の直前、民進党が希望の党への合流を決め、それまで構築してきた市
民と立憲野党の協力の枠組みが大きく損ねた際も、私たち市民連合は全国各地の市民の皆
さんとともに粘り強く立憲野党・議員との共闘を模索し、憲法破壊を企てる逆流を押しとど
めました。2018年5月7日ついに希望の党は崩壊し、民進党との再合流によって国民民主
党が結成されました。私たち市民連合は、これからも立憲民主党、日本共産党、社会民主
党、自由党とさらに意見交換や政策協議を重ねるとともに、立憲主義の擁護、安保法制の廃
止、9条改悪の阻止、個人の尊厳を擁護する政治の実現を前提に、新たに無所属に転じた立
憲議員との対話を求め、国民民主党についてもその基本理念を確認し、市民と立憲野党の共
闘をいっそう大きく力強いものにしていく可能性を模索します。

① 自治労連が中央委員会開く

日本自治体労働組合総連合(自治労連)は
5月11日、横浜市内で中央委員会を開き、
安倍9条改憲や「働き方改革」阻止などの
運動方針を議論した。

あいさつした猿橋委員長は、朝鮮半島の
緊張緩和が進むもとで安倍政権が自衛隊の
役割を強化することは、「政治的緊張を高め、
緊張緩和に水を差す」と批判。市民と野党の
共闘が安倍政権を追い詰め、安倍9条改憲

反対の3000万人署名が1350万を超えたことによつて、「改憲の動きをとん挫させ、安倍政権の退陣で政治の流れを変えよう」と呼びかけた。

春闘での底上げや格差解消の主張に確信を持ち、最低賃金をいますぐ時給1000円にし、全国一律制の確立をめざす運動を強めよう、と訴えた。

運動方針は、3000万人署名成功へ目標150万人を達成し、憲法キャラバンをすすめる、▽「働き方改革」を許さず、すべての労働者の賃上げ、最低賃金の引き上げ、雇用の安定で景気回復をめざす、▽会計年度任用職員制度の導入に対して、切実な要求を対置してたたかい、予算人員闘争をすすめる——などとしている。

討論で、岩手の代表は、3000万人署名について複数の単組で目標を超えて集約している、と報告した（5月12日赤旗）。

㊦戦争の危険身近に

2015年9月19日に強行採決された安保法制（戦争法）は憲法違反だとして、同法に基づく自衛隊の出動などの差し止めを市民が国に求めた「安保法制違憲・国家賠償請求訴訟」の第7回口頭弁論が5月11日、東京地裁で開かれ、原告本人尋問をした。

寺井弁護士は、「司法こそが、憲法81条の違憲審査権に基づき、法の支配を貫徹する役割を有している。今ほどその機能を発揮することが求められているときはない」と述べた。

元自衛官の井筒さんは、安保法制成立後、自衛隊が持つリスクは確実に大きくなったと話した。

鉄道員の常盤さんは、物資の大量輸送が可能な鉄道は、戦争では確実に攻撃対象に

なると強調。「勤務する駅から4、5キロメートルのところには米軍の通信施設がある。危険は身近にあると感じる」と述べた。

堀尾東京大学名誉教授は、憲法9条の成立過程について説明し、現行憲法が押し付けられたものだという考えを強く批判。「安保法制は、平和と教育を研究してきた私の人生を否定するものだ。平和と教育は一体だ」と訴えた。

①革新懇が総会

「平和・民主・革新の日本をめざす全国の会」（全国革新懇）は5月19日、都内で第38回総会を開いた。

来賓として「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」の山口法政大学教授が「保守、革新を超えて日本の民主主義、良識を守ろう。地域でのたたかいをさらに力強く」と訴えた。

志位共産党委員長（全国革新懇代表世話人）が①市民と野党の共闘の到達と展望②当面する共闘のたたかいの三つの焦点③参院選での勝利・躍進、について発言。「絶対に負けられない三つのたたかい」として、①憲法9条改定の阻止②新潟県知事選③11月の沖縄県知事選——をあげた。参院選では「本気の共闘がつくれれば、情勢の激変は可能だ」と述べ、豊かで魅力ある共通政策づくりの土台に市民と野党の共闘の「一丁目一番地」である安保法制廃止を据える意義を改めて強調した。

「報告と提案」を行った笠井代表世話人（新日本婦人の会会長）は、共闘の「架け橋」「推進力」である革新懇運動を、日米安保条約などの各分野で取り組もうと提起。辺野古新基地阻止へ全国が沖縄に連帯する6月3日の「沖縄のつどい」の成功や、セクハラ

問題に関して「個人の尊厳」を根付かせる運動など呼びかけた。

沖縄革新懇の宮城事務局長は特別発言で、「翁長雄志知事を先頭に、新基地反対の県民の意思は全く揺るがない。全国と連帯し必ず知事選で勝利する」と訴えた。

討論では中小企業や農業、子育て、青年、宗教者など各分野での安倍暴走政治に対決する共同の広がり報告。「改憲阻止のたたかいで共同を広げ、次の国政選挙で勝利したい。改憲阻止へ13地域で市民アクションが新たに結成された」（東京）、「『本気の共闘』を地域からも進めるため革新懇づくりが大事。子どもの医療費など地域の要求運動でも選挙でも力を発揮したい」（香川）などと述べた。

総会では、原発再稼働の是非を最大争点とし、安倍政権への審判の場ともなる新潟県知事選（5月24日告示、6月10日投開票）で、野党統一候補の池田氏の勝利をめざす特別決議を採択した（5月20日赤旗）。
⑩**原発ゼロの日本へ・市民団体が署名提出集会**。安倍政権が、原発を「重要なベースロード電源」とする第5次エネルギー基本計画7月にも閣議決定しようとしている中、原発ゼロ・再生可能エネルギーの拡大に取り組む幅広い団体が5月23日、原発ゼロ・再生エネルギーへの転換を求めてそれぞれ集めてきた署名を合同で提出する院内集会を衆院第2議員会館で開いた。

原発をなくす全国連絡会、公害・地球環境問題懇談会が国会請願署名、eシフト（脱原発・新しいエネルギー政策を実現する会）、CAN-japan、グリーン連合、首都圏反原発連合が安倍晋三首相、世耕弘成経産相あて署名を提出。署名数は12万9057人分。

第5次エネルギー基本計画案について、原発ゼロを求める圧倒的世論を無視したものであり、市民の意見にもとづく新たな基本計画作成に踏み出すよう求める連名の抗議声明を発表。この日提出した12万人余の署名を意見としてカウントすること、エネルギー基本計画案の撤回、などを要求している。

抗議声明は、内閣府、経済産業省の担当者に手渡された（5月24日赤旗）。

⑪**食と農を守る運動**さらに（全国食健連が総会開く）

労組・農民・女性・医療団体などをつくる「国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会」（全国食健連）は、5月26日、東京都内で第29回総会を開いた。

主催者あいさつした全農協労連の砂山委員長は、「地域での取り組みを踏まえ、食健連運動をさらに発展させようと述べた。

館野事務局長が活動報告と運動方針を提案。館野氏は、環太平洋連携協定（TPP11）の阻止、卸売市場法改悪案についてのシンポジウムの開催、農業者戸別所得補償制度の復活、新しい種子法を求める運動を大きく広げたことを振り返り、「種子法復活法案が野党共闘で提案された。運動で共通政策にまで押し上げ、野党共闘の促進に寄与してきた」と強調した。

TPP11の阻止へ、参院の関係委員への要請・宣伝・署名行動に取り組むことを提起。収穫祭など食を囲んだ交流、学習会による共同を広げること、運動の発展に都道府県・地域食健連の再建、活動強化に取り組むことを呼びかけた。

大規模稲作農家を継ぎ奮闘する女性を描いた映画「ごはん」が紹介され、安田監督ら

が挨拶した。

(6) 全国食健連の総会(5月26日)では、地域組織や中央団体の代表28人が発言、農業と食を守る多彩な共同が交流された。

環太平洋連携協定(TPP)に反対する活動は、いくつかの生協の理事会で反対声明があがり、ともに署名をしている(生協労連)、共同での学習会、毎月街頭で宣伝・署名(大阪府)などが各地でおこなわれた。

TPPを先取りする種子法廃止問題で学習会が各地でおこなわれ、長野県の相沢事務局長は「山田元農水相の種子法学習会は1000人以上参加。条約づくりの運動もしている」と報告した。

グリーンウエーブ(「食糧の波」共同行動)では、福島県、愛媛県の代表が農協や自治体訪問で歓迎された経験を報告した。岩手県の岡田事務局長は、TPP協定反対や戸別所得補償復活の要請にたいし全農協組合長と半数の首長が賛同したと紹介し、「みんな農業の担い手に悩んでいる。50団体の組織があるのでTPP11でも運動を拡げたい」と決意を語った。

「食」をめぐる活動については、「映画『ごはん』」の上映会で、農協婦人部や教育委員会などの後援をうけ、マスコミも報道をした(富山県)、「ナタネ栽培と園児を招いた交流、輸入の港見学会・学習会」(愛知県)、「畑で新タマネギのてんぷら交流、地場大豆での豆腐づくり」(神奈川県)、「学校給食の地場産利用増、地域農業の振興を求める署名」(千葉県)などが報告された。

農民連の吉川事務局長は、家族農業が世界の流れだとのべ、共同をさらに進めよう」と訴えた(5月27日)。

◎辺野古埋め立て反対、土砂搬出地住民

が集会

米軍新基地建設(沖縄県名護市辺野古)に伴う本土からの埋め立て土砂の搬出を止めるため活動している全国の市民団体が参加する「辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会」は5月27日、沖縄市民会館で「その土砂ストップ! 沖縄集会—命の海に基地はいらない—」を開いた。220人が参加し活動を強化していくことを確認した。

沖縄以外の18都道府県からも53人が参加した。集会では、「沖縄県をはじめ土砂搬出予定県に対し、戦争に反対し辺野古軍事基地建設を止めさせるために共に行動すること」を呼びかける決議を上げた。

埋め立て土砂の約8割は、沖縄県外の西日本6県から搬出する計画。6県で活動する団体代表者などが登壇して発言した。

「故郷の土で辺野古に基地をつくらせない! 香川連絡会」の溝渕さんは、県への交渉や映画上映会、街頭宣伝などの活動を紹介し「小豆島の土が新基地に使われてしまうことをどんどん知らせて、若い人も一緒に立ち上がるようにしていきたい」と述べた。

沖縄に連帯して首都圏で活動している参加者から、土砂搬出予定地の情報をもっと共有・拡散していきたいとの発言もあった。

北上田さん(沖縄平和市民連絡会、土木技師)は新基地建設の現状と工事の違法性を解説する講演を行った。

同全国連絡協議会はこれまで、埋め立て土砂の採取・埋め立て土砂の採取・搬出計画の中止を求める署名計11万7310人分を内閣府に提出。集会に先立つ総会で、辺野古の海への土砂搬入の中止を求める新たな署名活動を始めることを決定した(5月28日赤旗)。

第八章 市民運動の展開と抵抗権

(1) 以上に2018年5月の時点で展開されている市民運動の一端を記した。

現実には、もっと多様で創造性に富む運動が名もない庶民によって、名利を求めず展開されている。ある時は組織を作り、ある時は個人の立場で――。

この運動は、明治期の自由民権運動、大正期の憲政運動、戦前昭和期の社会主義運動、戦後昭和期の平和憲法擁護闘争の系譜をひく歴史的運動なのである。

(2) では、市民運動が切り拓き手にした「武器」とは何か。それは、明治・大正・昭和前・後期、そして平成の各時代に於いて市民＝人民が闘争・運動を通じて手にした「人権」である。

幸い憲法は、人権概念を豊富に規定し、その擁護・発展を市民＝人民に付託したのである。このことは、次の条文から読み取ることができる。

第97条この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(3) 「人権」の実体とは何か。第一に、国家からの自由であり、その中核をなす概念は「抵抗権」である。第二に、「健康で文化的な最低限の生活を営む(国民の)権利」

(憲法25条)であり、その中核をなす概念は「生存権」である。

(4) これまでに本稿で度々言及してきたように、安倍政府＝自民党政権は、平和・人権・民主主義を破壊することを公然とめ

ざしている特異な政権である。

このような状況にあつては、「抵抗権」が重要な意味を帯びてくると考える。

このこととの脈絡で、次の文章を引用し、本稿を終えたいと考える(10月31日赤旗)。

「今般の知事選でデニー勝利をもたらした戦後沖縄の民衆運動は、国民の抵抗権のもつ本来の意味を改めて浮かび上がらせた。抵抗権は政府の不法な権力行使に対し国民が実力をもって抗う権利で、中世以来存在しており、特に近代市民革命の時代には自然法思想と結びつき人権宣言や憲法の中でうたわれたが、法実証主義の盛行と共に下火になった。

ファシズムを体験した第2次大戦後、抵抗権を取り入れた憲法もあるが、日本国憲法は、明記はせずに、12条や97条の国民の人権保持義務規定の中でその趣旨を示すという形をとっている。それで、抵抗権は今日、表現の自由や違法性阻却事由などを通し、圧政に対抗する国民の行為を個別的に下支えする役割を果たすことが多い。半面、抵抗権本来の、国民が憲法秩序事態の回復を担うという積極的機能は後景に退きがちである。しかし沖縄の運動では、この抵抗権に光が当たっている。

米占領下の土地闘争、祖国復帰運動など引き継ぐ県民の基地反対闘争は、政府による立憲主義憲法破壊の長期的・構造的な権力濫用に対峙して、本来的な抵抗権を行使するものである。それはまた、政府をとりかえて立憲主義的秩序を立て直す運動に発展しているといえよう。」